

平成25年4月26日

お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

千代川の刈草を無料で提供します ～申込の受付を開始します～

国土交通省 鳥取河川国道事務所では、千代川の堤防・護岸・工作物などの河川施設の変状を把握するため堤防点検を行っていますが、点検時に堤防の変状や異状を正確に把握することを目的として、堤防の除草を行っています。

堤防の除草で発生する刈草については、**資源の有効活用を図るとともに、除草コストの縮減のため**、みなさんに**無料で提供する取り組み**を行っています。

刈草の引取りを希望される方は、別紙「刈草引取り申請書」をご覧ください、「申請及び問い合わせ先」までご連絡をお願いします。

なお、刈草の数量には限りがあるため、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承下さい。

記

■ **申込方法** 別紙の「刈草引取り申請書」に必要事項を記入のうえ、問い合わせ窓口へ送付又は持参してください。提供の詳細については、個別に連絡いたします。（連絡先は各申請書に記載しています）

- ・千代川の源太橋より下流の範囲：千代水出張所
- ・千代川の源太橋より上流の範囲：河原出張所

■ **申込締切** 申込みにつきましては、提供期間内であれば随時受け付けますが、刈草が無くなり次第終了いたします。

■ **提供期間** 千代川の源太橋より下流の範囲：千代水出張所
平成25年5月 中旬～10月 下旬

千代川の源太橋より上流の範囲：河原出張所
平成25年7月 中旬～11月 下旬

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1819

【担当】 副 所 長 かわもとようじろう 川本洋次郎

【担当】 千代水出張所長 あさくら よしお 朝倉 嘉雄

【担当】 河原出張所長 いなた かずとし 稲田 一敏

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

千代川の刈草の無償提供の取り組みについて



直径60cm × 長さ80cm位の大きさです。

刈草のロールはこのような機械で作ります。



ロール作成状況

昨年度の刈草の無償提供の取り組みでは、農家の方など多くの方から申込みをいただき、堤防除草で発生した刈草を全て提供することが出来ました。
(昨年度の提供数量は河川管理区域全体で、ロール約14,000個分になります)

刈草引取り申請書

平成 25 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所

千代水出張所長 殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

予 定 引 取 月 : 平成 25 年 月頃

数 量 : 【 刈草 (ロール) 程度 】※1ロールは径60cm×80cm程度

: 【 刈草 (軽トラ 台) 程度 】※ロールにしない状態での引取り

用 途 : 家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他()

申 請 者 先 住所 :

連 絡 先

TEL :

【注意事項】

- ・ 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- ・ 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- ・ 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- ・ 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- ・ 引取り回数は1回に限りません。
回数希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- ・ 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。
- ・ **本申請書は、源太橋より下流の範囲での引き渡しになります。**

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【 申請及び問い合わせ先 】

〒680-0904 鳥取市晩稻(おくて)316

国土交通省 鳥取河川国道事務所 千代水出張所

受付 : 平日 9:00 ~ 17:00

電話 : 0857-28-6229

FAX : 0857-31-2517

刈草引取り申請書

平成 25 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所

河原出張所長 殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

予 定 引 取 月 : 平成 25 年 月頃

数 量 : 【 刈草 (ロール) 程度 】※1ロールは径60cm×80cm程度

: 【 刈草 (軽トラ 台) 程度 】※ロールにしない状態での引取り

用 途 : 家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他()

申 請 者 先 住所 :

連 絡 先

TEL :

【注意事項】

- ・ 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- ・ 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- ・ 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- ・ 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- ・ 引取り回数は1回に限りません。
回数希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- ・ 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。
- ・ **本申請書は、源太橋より上流の範囲での引き渡しになります。**

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【 申請及び問い合わせ先 】

〒680-1241 鳥取市河原町長瀬56-1

国土交通省 鳥取河川国道事務所 河原出張所

受付 : 平日 9:00 ~ 17:00

電話 : 0858-85-0517

FAX : 0858-85-2162